

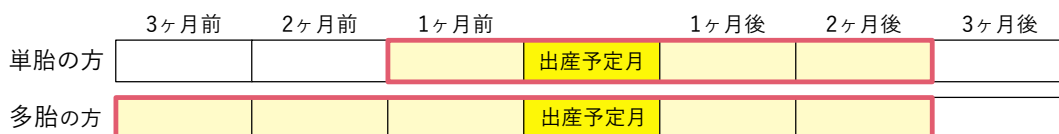
# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

## 対象となる方・受付期間(届出受付開始は令和6年1月から開始)

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 令和6年1月以降、出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の軽減方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

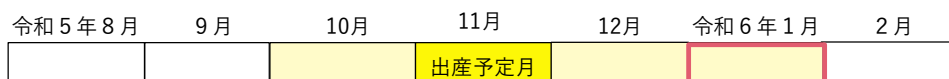


※保険税（所得割、均等割及び平等割）の内、産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※保険税が限度額に達している世帯は、減額されない場合があります。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。**



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額され、払いすぎになった場合は保険税が還付されます。

## 届出に必要な書類

- ① 母子健康手帳などの出産予定日または、出産日及び親子関係の記載が確認できるもの
  - ② 世帯主及び出産する方のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの及び本人確認書類
- ※多胎妊娠の場合は、人数分の母子健康手帳等をお持ちください。

## 届出先

江南市役所 保険年金課 国民健康保険グループ TEL 0587-54-1111（内線232、233）